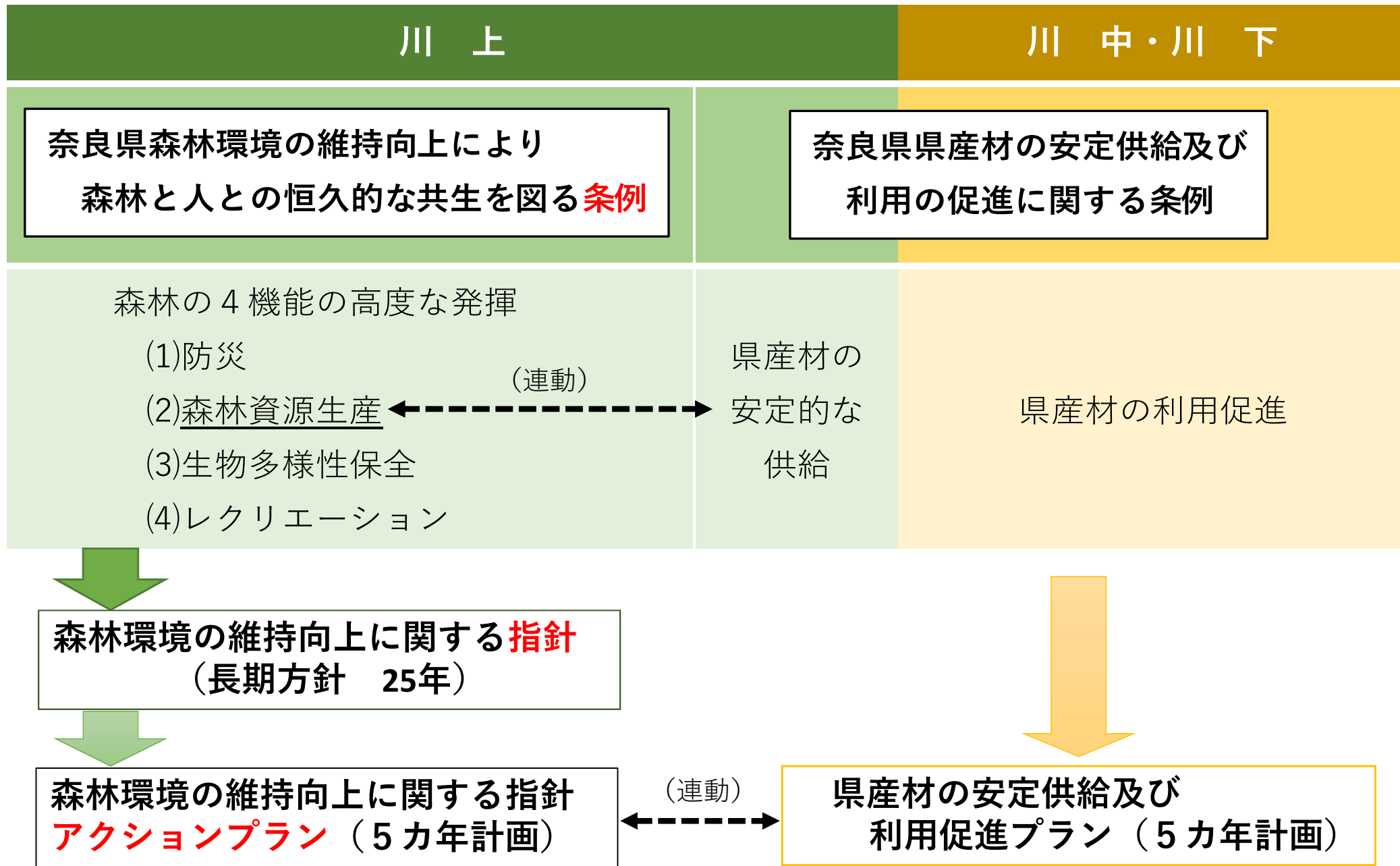


■ 森林・林業・木材産業に関する条例等の体系図

検討中



◆指針 目的・施策の柱・目標

目的

県内全ての森林 → 森林の4機能の高度発揮

(森林の4機能の高度発揮のための) 施策の柱

直接的 施策	I 災害の発生の防止
	II 森林資源の継続的な生産
	III 生物多様性の保全
	IV 森林利用の推進
間接的 施策	V 目指すべき森林への誘導
	VI 奈良県フォレスターによる森林の総合的なマネジメント
	VII 人材養成・確保

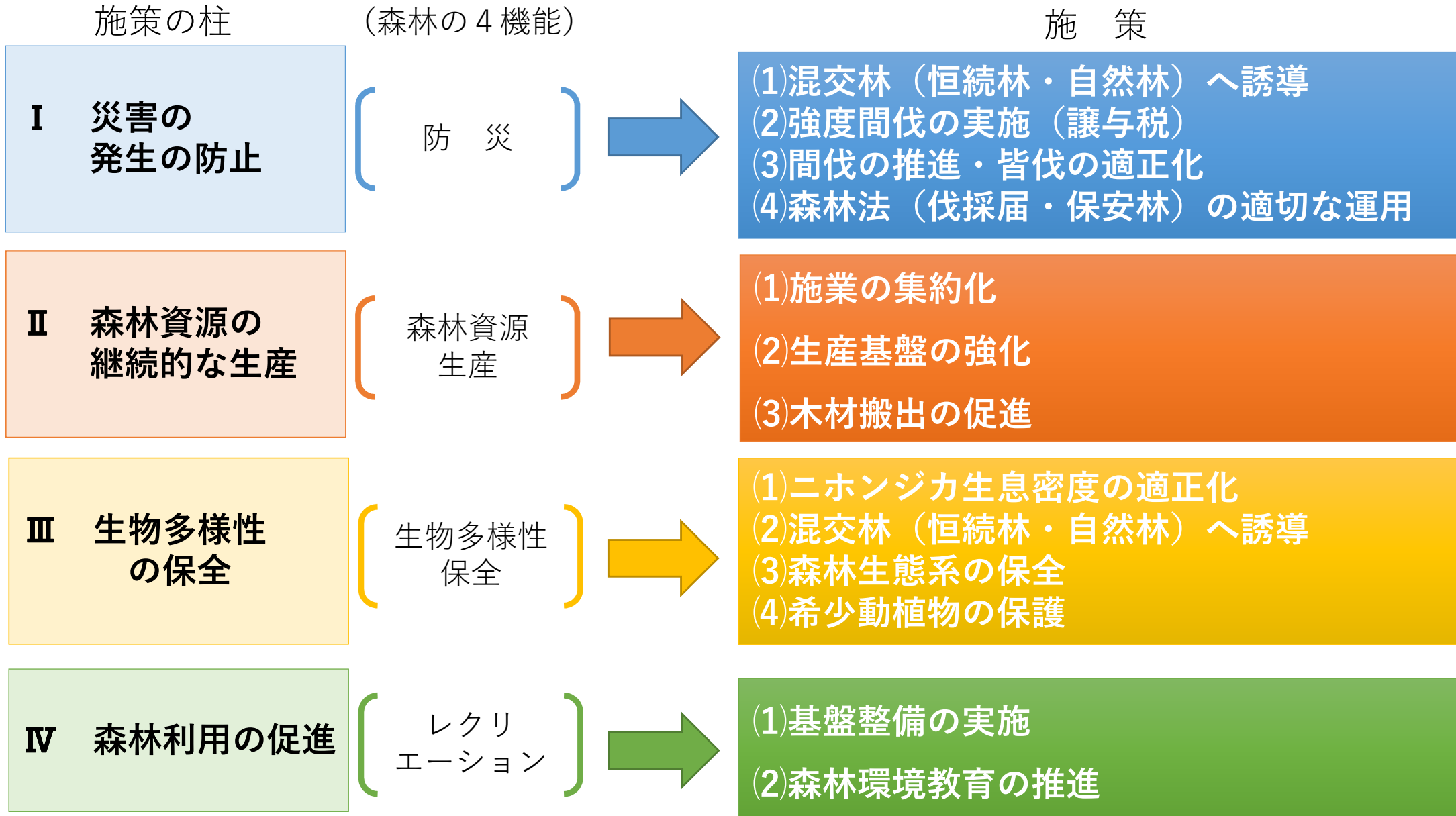


目標

目指すべき森林への誘導完了
施業放置林 (現在) **88,300ha** → (25年後) **0ha**

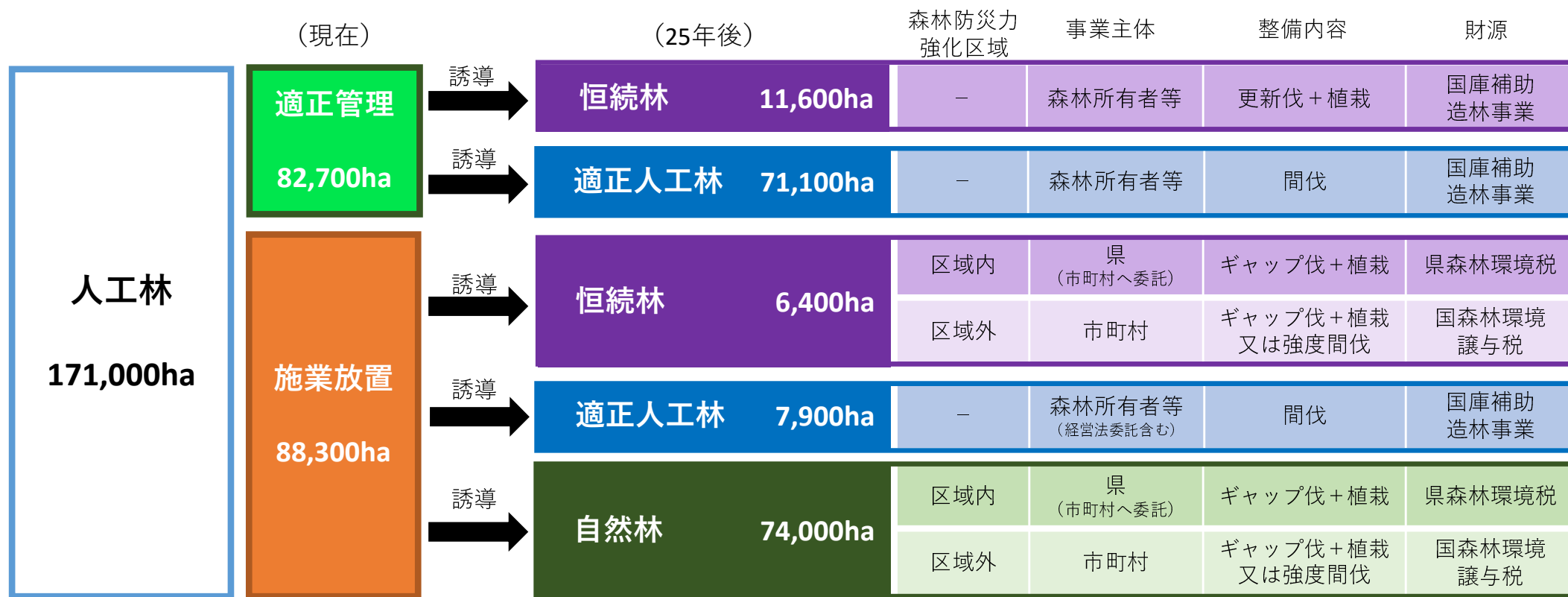
◆指針 施策の基本となる事項

I～IV 森林の4機能の発揮



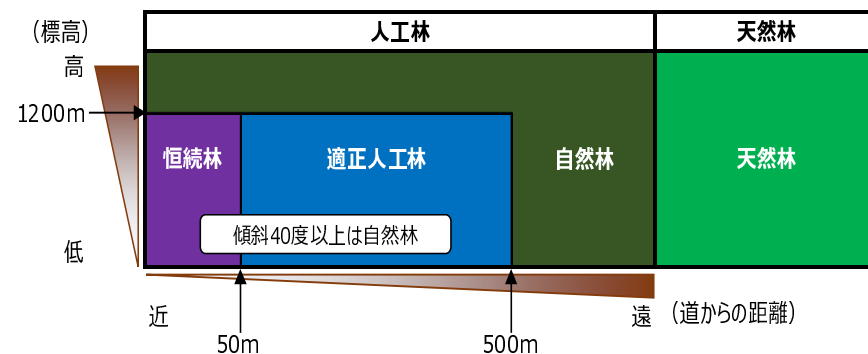
◆指針 施策の基本となる事項

V 目指すべき森林への誘導（施業放置林の解消）



（ゾーニングのイメージ）

- 恒続林：標高1,200m未満 傾斜40°未満 道からの距離50m未満の人工林
- 適正人工林：標高1,200m未満 傾斜40°未満 道からの距離50m以上 500m未満の人工林
- 自然林：上記以外の人工林
- 天然林：天然林



◆指針 施策の基本となる事項

Ⅵ 奈良県フォレスターによる森林の総合的なマネジメント

奈良県フォレスターが担当市町村に**常駐**、**長期間・同一区域を担当**し、森林環境管理に関する**総合的なマネジメント**を行います

市町村

県

駐在

奈良県フォレスター

- 担当区域に常駐して事務を遂行
- 長期間、同一区域を担当

市町村の業務

- 森林法の業務
 - ・市町村森林整備計画の策定
 - ・伐採届の受理
 - ・森林経営計画の認定
 - ・林地台帳の整備 等
- 森林経営管理法の業務
 - ・経営管理意向調査
 - ・森林集積管理計画の作成
 - ・市町村森林経営管理事業の実施
 - ・災害等防止措置命令
- 各種補助事業

委託
代替執行

市町村の業務

- 森林法の業務
 - ・市町村森林整備計画の策定
 - ・伐採届の受理
 - ・森林経営計画の認定
 - ・林地台帳の整備 等
- 森林経営管理法の業務
 - ・経営管理意向調査
 - ・森林集積管理計画の作成
 - ・市町村森林経営管理事業の実施
 - ・災害等防止措置命令
- 各種補助事業

県の業務

- 森と人の共生条例の業務
 - ・恒続林、自然林への誘導
 - 恒続林化施業計画への技術支援
 - 造林事業（森林経営計画）への技術支援
 - ・林業事業者等への技術支援
 - 伐採更新ガイドラインの指導、普及
 - 現場条件に応じた搬出方法等の提案、指導
 - ニホンジカ等の対策の提案、指導
 - ・森林の巡視
 - ・森林環境教育（広域）の企画・実践

施業放置林（88,000ha）
解消のため1人当たり
2,000haを担当する

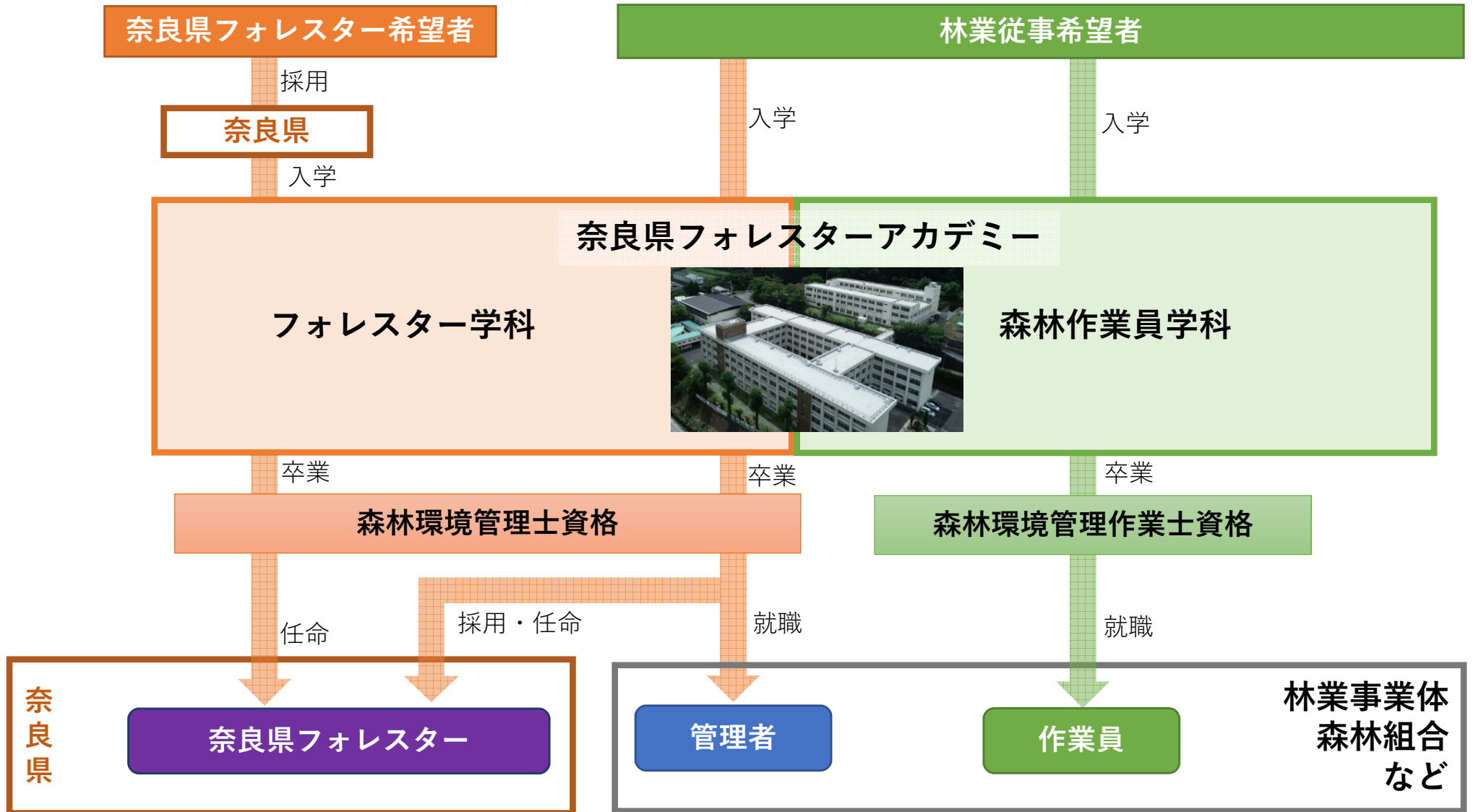


奈良県フォレスター
40名駐在（当面の目標）

※森林を有する34市町村に配置します
（森林面積の小さい市町村は1人で複数担当、
森林面積の大きい市町村は複数人で担当を視野）

◆指針 施策の基本となる事項

Ⅶ 人材養成・確保



卒業後も奈良県フォレスター（継続教育）、森林環境管理士・森林環境管理作業士（短期講習）のスキルアップを図ります。